



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 日本の男女平等の度合いは世界でも低いそうですね。女性の活躍により男女平等を実現するために作られた法律「女性活躍推進法」について教えてください。

A 世界経済フォーラムが3月31日に発表した「ジェンダー・ギャップ指数」で日本は156か国中120位(前は121位)で、まだまだ日本は「野蛮な国」と言われているような悲しい気持ちになります。

しかし、これからの社会は「心」「平和」「平等」の時代です。四季の美しい日本、落とし物をして優しく拾って届けてくれる「心の文化のある日本」です。男女平等の面でも世界に誇れる日本になるよう、変えていきたいと思います。

男女差別を禁止する法律として1986年に「男女雇用機会均等法」ができ35年を経て雇用における男女平等が浸透してきたように思われてきましたが、まだまだ世界基準には到達しないため「女性活躍推進法」が平成27年に成立しました。この法律の正式な名前は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」と言い10年間の時限立法です。

国及び地方公共団体の責務の他、事業主の責務が定められており、次の通りとなります。

①女性の活躍状況の把握、課題分析

- ・採用者に占める女性比率
- ・勤続年数の男女差
- ・労働時間の状況
- ・管理職に占める女性比率 など

②行動計画の策定

- ・女性活躍推進に向けた行動計画(一般事業主行動計画)の策定を行う。「計画期間」「数値目標」「取組内容」「取組の実施期間」を盛り込むこと

③女性の活躍に関する情報の公表

- ・課題分析を行った項目について、適切な項目を1つ以上公表する。

2016. 4. 1より常時雇用する労働者301人以上が義務

2022. 4. 1より常時雇用する労働者101人以上が義務

※労働者は1年以上継続して雇用されているパートや契約社員を含む。

※301人・101人以上は義務ですがそれ未満の人数でも一般事業主行動計画を届け出て、えるばし認定にチャレンジすることは可能です。

一般事業主行動計画を届け出た企業の内、女性活躍指標が優秀な企業は「えるばし認定」を受けることができます。えるばし認定を受けると公共調達における加点評価、日本政策金融公庫による低利融資(基準利率から-0.65%)の対象になり、女性が働きやすい活躍しやすい企業というアピールができ採用面で有利になります。我々ハーモニーでは、代表の私が女性、管理職も半分女性、スタッフの大半が女性と、すでに女性が活躍しているので、ぜひ認定を受けたいと思っています。

えるばし認定基準としては、5つの評価項目が定められています。

- 1採用
- 2継続就業
- 3労働時間等の働き方
- 4管理者比率
- 5多様なキャリアコース



基準を満たす項目が多いほど、星の数が多いマークになります。

一方、管理職登用を望まない女性が86%以上いるという調査結果もあります。理由としては、出世・昇進に関心がない、私生活の時間を重視したい、長時間労働を前提とした働き方は望まないなどです。

働き方改革が進み、多様な働き方が広まり女性が活躍できるような働き方が一般的になるように願っています。少子高齢化による労働人口減少を打開するためには、それが欠かせないと思います。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980